

### 第3章 三島市における歴史的風致の維持及び向上に関する指針

#### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

##### (1) 歴史的建造物の維持保全に関する課題

本市の歴史的風致を構成する重要な要素である歴史的建造物（文化財指定を受けた建造物及び未指定の歴史的に価値の高い建造物）については、指定文化財を中心に、適正な管理に努めてきているが、建造物の老朽化は確実に進んでおり、維持保全が困難になりつつある。

さらに、想定される大規模地震から三島市の歴史的な価値の高い建造物の被害を防ぐため、耐震性を高め、的確な維持管理を進める必要がある。

また、昭和5年（1930）の北伊豆地震からの復興の際に建てられた看板建築は、民間所有の建造物であり、所有者の高齢化や相続問題、維持管理費の負担が大きいことなどから、昭和9年（1934）1月に発行された三島町震災復興記念写真帖にある約130戸の看板建築は、現在、残り約10戸を数えるまで滅失が進んでいる。看板建築の残る商店街のまち並みを三島市景観条例に基づく景観重点整備地区に指定し、所有者の合意が得られた建築物については市条例に基づく「景観重要建築物」に指定するなど、看板建築の保存に取り組んでいるが、維持管理の負担感、不自由感から建築物の保存に合意を得難いことが課題であるとともに、想定される大規模地震発生時の倒壊が危惧されているため、耐震化を進める必要がある。



写真 三嶋大社



写真 看板建築（懐古堂ムラカミ屋）

## (2) 山中城跡の保存・活用に関する課題

山中城跡は、昭和9年(1934)に国の史跡に指定され、昭和47年(1972)から発掘、調査、整備を行い、昭和56年(1981)に史跡公園としてオープンし、地域住民と行政が協働で維持管理を続けてきた。

しかし、史跡保存活用計画が未策定で、調査及び整備が十分とは言えず、当初の整備から約40年が経過し老朽化していることや、見学者への情報提供が看板に限られているなどの課題がある。

また、史跡周辺の地域住民も高齢化が進行しており、地域住民と行政の協働による維持管理の継続性も課題である。

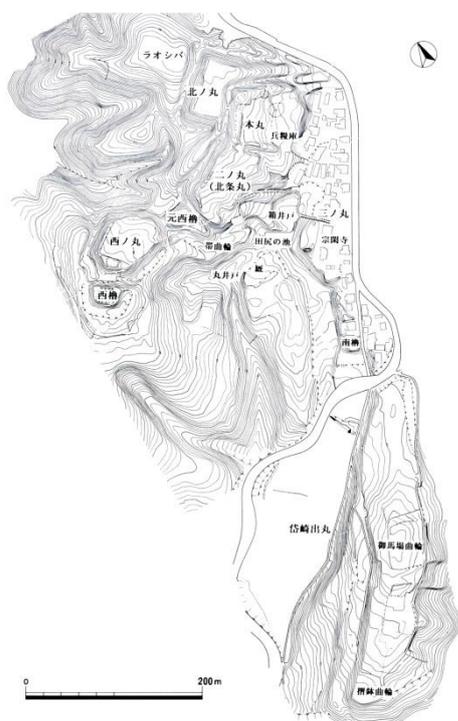


図 山中城全体図



写真 十分な調査と整備が課題の山中城跡(大手門付近)

### (3) 伝統を反映した人々の活動に関する課題

三嶋大社例大祭では、市内 29 町が 6 組に分かれて当番制で山車を曳き、しゃぎりを演奏している。三島囃子保存会あるいは各町内で愛好会等を結成し、しゃぎりの継承に努めている。また、子ども会において「子どもしゃぎり」の練習を行い、例大祭で演奏することにより、次世代への継承も図っている。ただ、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、今後担い手が不足していく恐れがある。また、しゃぎりは音量が大きく、例大祭前の 3 ヶ月ほどの練習期間に音に関する苦情が出ることもあり、住民の多様化、意識の変化にも対応する必要がある。

周辺市街地で行なわれている地域信仰に基づく祭典についても、少子高齢化による人口減少や、地域コミュニティの希薄化などの要因によって、担い手が不足している。また、新たな人口の流入によって、古くからのコミュニティが変化し、学校行事として行われていた地域の祭りが行われなくなった地域もあり、後世への継承が課題である。



写真 三嶋大祭りでの子どもしゃぎり大会



写真 清住町しゃぎりの練習風景

#### (4) まち並みと景観形成に関する課題

三島市域においては、平成13年(2001)6月に三島市景観条例を施行し、良好な景観の形成に努めている。また、特に細やかに建築物等の誘導を図る必要がある地区については、三島市景観条例に基づく景観重点整備地区に指定しており、定められた地区景観形成基準に適合する場合は、事業費の一部を補助し、景観形成を進めている。景観重点整備地区は、平成29年度までに6地区を指定し、地区住民の意識の向上を図りつつ、地区の特性にあわせた景観形成に取り組んでいるが、市街地全体では景観形成の取組みが十分であるとは言い難い。

また、屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であることから、三島市では、静岡県屋外広告物条例の運用に代わって平成24年(2012)4月に三島市屋外広告物条例を施行し、本市の景観と調和する屋外広告物の誘導に努めている。また、三嶋大社が接する大通り商店街の一定区間においては、良好かつ個性ある商店街の景観創出のために、平成22年(2010)～平成25年(2013)にかけて、商店街と地元高校生との協働により、統一感と連続性を備えた特徴的な店舗看板のデザイン検討及び掲出が進められた。このような取組みが見られるものの、三嶋大社の周辺は中心市街地であり商業活動が活発なことから、多くの屋外広告物があふれ、周囲と調和しないデザインや色彩のものもあり、条例のより一層の周知と活用による歴史的資源と調和する屋外広告物の誘導が課題である。



写真 主要地方道三島裾野線沿道の屋外広告物の様子



写真 主要地方道三島富士線(大通り商店街)の屋外広告物の様子

### (5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する課題

本市の歴史的風致は、固有の資源であるとともに、後世に確実に継承すべきものであり、先ずは市民がその価値を理解し、維持向上のために意識の向上を図りつつ、それに係る多様な活動に積極的に参加することが求められる。また、近年は、本市の歴史的資源をターゲットとした観光客の増加に加え、外国人観光客も増加傾向にあり、市民及び観光客への歴史的風致に関する情報発信が不可欠である。

本市には、三嶋大社や楽寿園、山中城跡、あるいは源兵衛川（げんべえがわ）などの河川や千貫樋（せんがんどい）など多様な歴史的資源が点在しており、これらの情報を発信する案内看板が市内各所に設置されているが、個々の意匠に統一感がなく、老朽化しているものも見られ、本市の良好な景観に調和しないものがある。また、表示には外国語併記がなく、増加傾向にある外国人観光客の案内誘導が的確にできない案内板もある。

さらに、本市には、観光客に歴史的資源や市民の伝統的な活動を案内、説明するボランティアガイドが活動中であるが、活動メンバーの高齢化が進行しており、担い手の育成と確保が課題となっている。

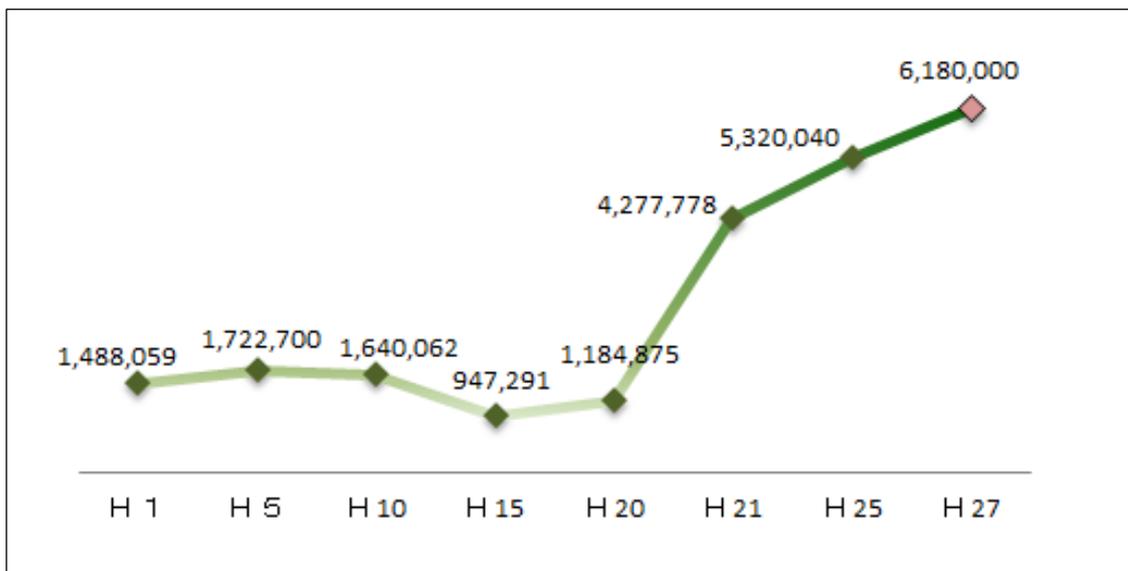


図 観光交流客数の推移

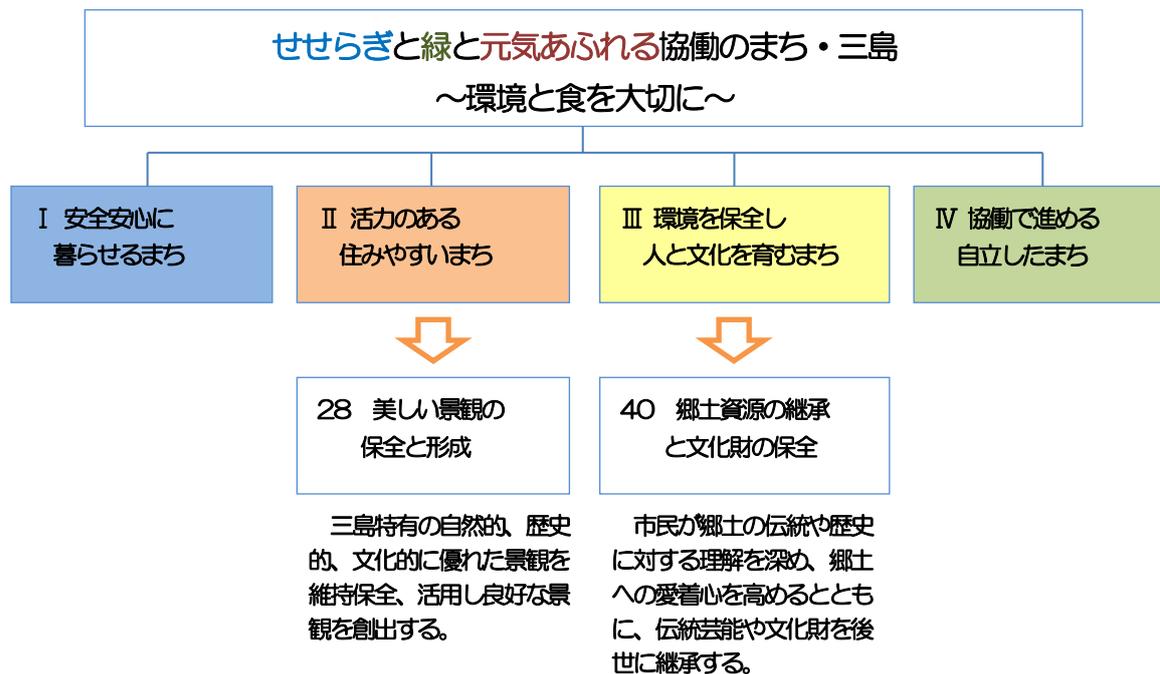
## 2 関連上位計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

### (1) 第4次三島市総合計画

本市では、将来の都市像を「せせらぎと緑と元気あふれる協働のまち・三島 ～環境と食を大切に～」として、平成23年(2011)3月に第4次三島市総合計画を策定(平成26年(2014)に一部修正)した。

この将来都市像には、本市の魅力であり象徴である湧水のせせらぎと豊かな緑などの恵まれた自然を生かし、にぎわいと活力があり、若さと元気にあふれ市民の笑顔が絶えないまちを、市民、NPO、事業者と行政との協働に、若い人たちの柔軟な発想や情熱、行動を加えた新たな「協働」の取組みにより創っていくという意味が込められている。

基本施策として、「美しい景観の保全と形成」の中で、三島特有の自然的、歴史的、文化的に優れた景観を維持・保全・活用し良好な景観を創出していくこと、また「郷土資源の継承と文化財の保全」の中では、市民が郷土の伝統や歴史に対する理解を深め、郷土への愛着心を高めるとともに、伝統芸能や文化財を後世に継承していくことを定めている。



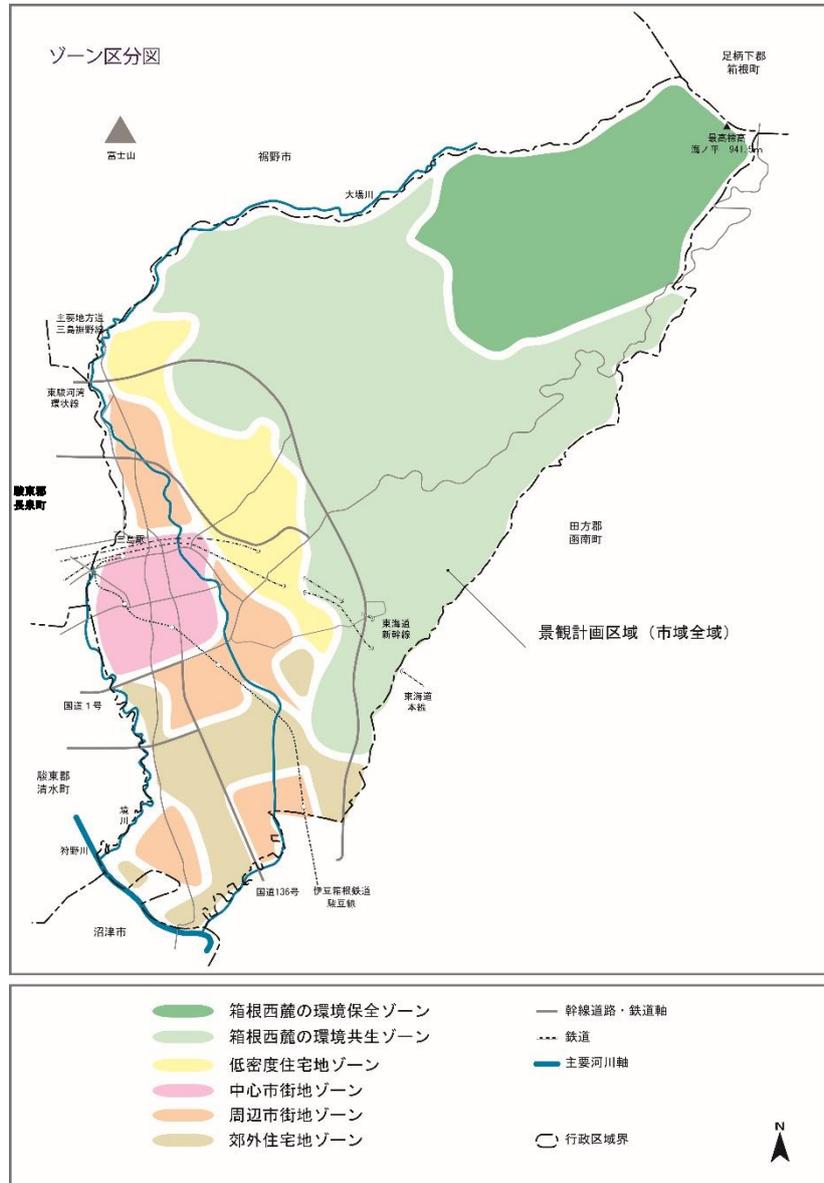


### (3) 三島市景観計画

本市は、箱根連山を背に霊峰富士を望む温暖で豊かな自然に生まれ、古くから東海道の交通の要衝として栄えてきたまちである。また、湧水やせせらぎ、楽寿園や三嶋大社、さらには、富士山の眺望など、優れた自然的・歴史的景観を有しており、市域全域に様々な景観要素が広がっている。

これらの資源を生かし、個性的で魅力あるまちづくりを行っていくため、平成16年(2004)に制定された景観法に先駆けて、平成12年(2000)に都市景観条例を制定し、「景観重点整備地区」や「景観重要建築物」、「眺望地点」の指定など市独自の景観施策に取り組んできた。平成18年(2006)に景観行政団体になったことから、景観法に基づくさらなる取組を行うため、平成21年(2009)に「三島市景観計画」を策定した。

景観計画では市域全域を景観計画区域と定め、「水と緑と人が輝く三島の景観づくりー優れた自然・歴史・文化を未来に活かすー」を目標に掲げ、4つの景観



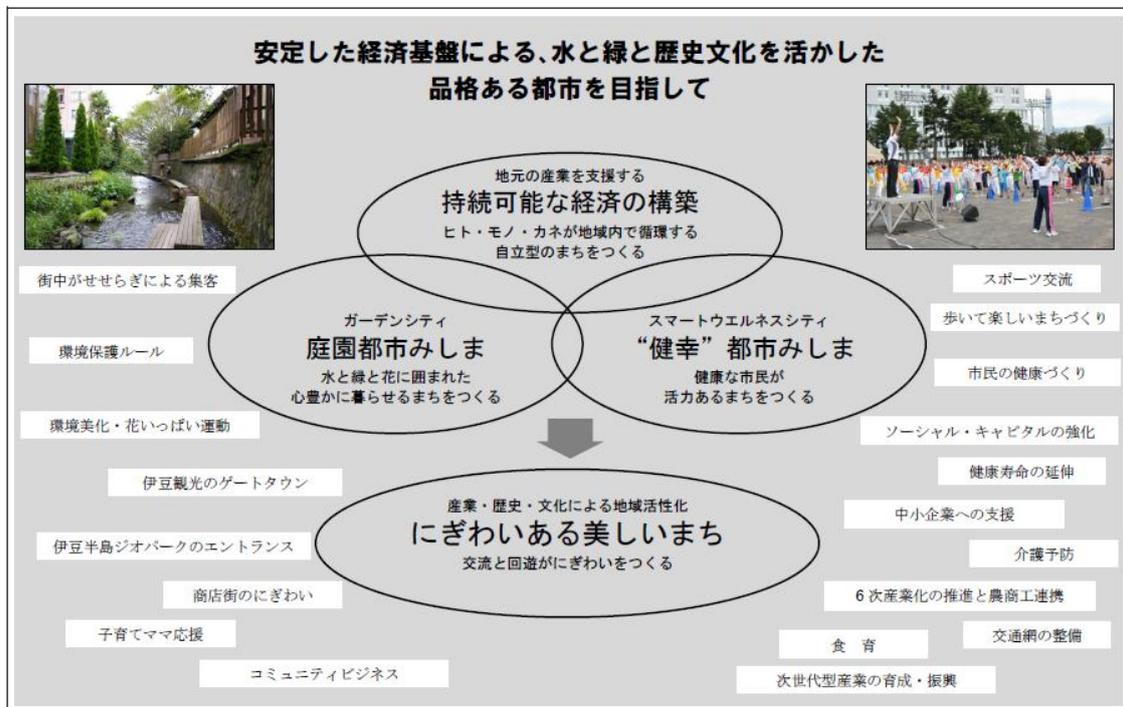
形成の方針に沿って、本市特有の自然的、歴史的、文化的に優れた景観を維持保全、活用し、良好な景観を創出していくこととしている。なお、景観計画区域が広範になることから、市域を6つのゾーンに区分し、地域特性にあわせた景観形成を推進している。

さらに、特に景観形成を図る必要があると認められる地区については、「景観重点整備地区」として位置づけ、景観形成の目標及び景観形成の基準を定め、地域の特性に応じた景観づくりに重点的に取り組んでいる。

#### (4) 三島市中心市街地活性化基本計画

今後の三島駅周辺のまちづくりのイメージを示すものとして策定した「三島駅周辺グランドデザイン」のまちづくりのイメージを共有し、中心市街地の活性化策を具現化するものとして「中心市街地活性化基本計画」を平成24年(2012)に策定している。

同計画では、「安定した経済基盤による、水と緑と歴史文化を活かした品格ある都市を目指して」を目標に、中心市街地の活性化に向けたテーマの一つとして、「産業・歴史・文化による地域活性化 にぎわいある美しいまち 交流と回遊がにぎわいをつくる」を設定している。これを実現するための基本方針として、「地域資源を活かした観光促進と美しく品格のあるまちづくり」を定め、三島市が誇る豊富な水や緑、歴史や文化などの地域資源を更に活用していくことで、中心市街地の活性化を促していくこととしている。



#### (5) ガーデンシティみしまアクションプラン

水と緑という三島の宝に「花」を加え、さらに歴史や文化と融合させることで、まちとしての品格を高め、産業や観光の振興を図ることや、活動を通じた絆づくりに役立てることを目的に「ガーデンシティみしまプロジェクト」を進めている。この取組みをより一層推進するため、民間団体等で構成され、三島市も参加している「ガーデンシティみしま推進会」が中心となり、「ガーデンシティみしまアクションプラン」を策定している。

同プランでは、「Ⅰ 美しく、潤いのある街をつくる」、「Ⅱ 地域の絆づくりの機会とする」、「Ⅲ 産業振興・観光振興を推進する」という策定目的を果たすため、5つのプロジェクトを立てている。そのうちの1つ「中心市街地から郊外へ癒し空間を拡大します」では、三島駅・三嶋大社・広小路駅のトライアングルの中を緑のテーマパークにすること、

「ガーデンシティで稼ぐ力をつけます」では、自然が豊かな楽寿園を核とした民間による取り組みに対し支援することなどを位置付けている。

<p><b>策定の目的</b></p> <p>I 美しく、潤いのある街をつくる</p> <p>II 地域の絆づくりの機会とする</p> <p>III 産業振興・観光振興を推進する</p>
---



▲楽寿園

<p><b>目的を果たすための5つのプロジェクト</b></p> <p>ゴミのない街をみんなで創ります</p> <p>市民一人ひとりが「花咲か市民」をすすめます</p> <p>中心市街地から郊外へ癒し空間を拡大します</p> <p>ガーデンシティで稼ぐ力をつけます</p> <p>東京オリンピック・パラリンピックに向けPRします</p>
--

### (6) 三島市観光戦略アクションプラン

美しい「美しま」、魅力ある「魅しま」、味わいのある「味しま」を生かした「インバウンドに向けた稼ぐ観光」への転換と観光交流人口 800 万人を目指し、新たな観光施策の推進と実効性のある事業展開を図るため、「三島市観光戦略アクションプラン」を策定している。

同プランでは、「観光交流人口 800 万人」という目標を達成するため、7つのプログラムを立てている。そのうち「文化プログラムにより、インバウンドへの対応を図る」では、「三島夏まつり」を「三嶋大祭り」の愛称に変更し広域のまつりとして充実を図ることやオリンピックに向けた文化プログラムの構築、「小田原・箱根地区や伊豆地域との連携により集客を図る」では、山中城跡や箱根旧街道などの箱根八里を活用した取り組みを進めることなどが位置付けられている。

<p style="writing-mode: vertical-rl;">観光戦略「7つのプログラム」 「セブンカラーズ」</p>	<p>ガーデンシティプロジェクトによる回遊性の向上</p>
	<p>健康観光・スポーツ観光による健康ビジネスの向上</p>
	<p>既存施設を活用し、集客の図れるイベントを行う</p>
	<p>「食」を通じた地域ブランドを推進し、付加価値の関連商品販売の展開を行う</p>
	<p>メディアを活用したシティプロモーションの実施</p>
	<p>小田原・箱根地区や伊豆地域との連携により集客を図る</p>
	<p>文化プログラムにより、インバウンドへの対応を図る</p>

### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

三島市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題等を踏まえ、以下のとおり方針を定める。

#### (1) 歴史的建造物の維持保全に関する方針

本市の歴史的建造物で、国または県・市の指定文化財あるいは登録有形文化財は、文化財保護法や静岡県文化財保護条例及び三島市文化財保護条例に基づき、適切に維持保全する。指定を受けていない歴史的建造物については、実態調査の上、所有者と協議を行い、文化財の指定、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定とともに、積極的な活用のための支援方策を検討する。

また、耐震対策が施されていない歴史的建造物については、想定される大規模地震から守るとともに、建造物を活用して活動する市民の人命を守るために、適切な耐震補強を行う。

さらに、民間所有で、耐震対策及び維持補修の実施が困難な場合は、建造物を市で取得し、適切な維持保全を検討するとともに、歴史的風致の継承に効果的な活用を進める。

#### (2) 山中城跡の保存・活用に関する方針

箱根旧街道の歴史、文化の伝承の場、地域住民による活動の場であるとともに、三島市民の貴重な財産である山中城跡は、史跡等保存活用計画を策定し、本計画に基づく適切な保全と発掘調査を進めるとともに、復元整備などを進める。

また、市民及び観光客に、箱根旧街道及び山中城跡の歴史、文化に関する情報を発信するガイダンス施設や展示施設等を整備するとともに、来訪者の休息場、憩いの場となるよう必要な整備を進める。

さらに、地域住民には、山中城跡の保存・活用に係る事業に積極的な参画を促し、史跡である山中城跡に対する意識の醸成を図り、地域において利活用を促進するとともに、地域住民の協力体制による維持管理を継続する。

#### (3) 伝統を反映した人々の活動に関する方針

地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能は、市民及び地域住民の活動によって、保存継承されてきており、今後も市民及び地域住民の活動によって継承されることが求められる。よって、地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能が継続的に開催できるよう必要な支援を行うとともに、担い手育成に寄与する活動についても積極的に支援を進める。

また、地域の伝統的な祭礼や行事、民俗芸能と関係する歴史的な建造物等に関する多様な情報の発信により、市民にこれらの価値の再認識を促すとともに、郷土愛の醸成に繋げ、保存継承に係る活動への積極的な参加を促す。

#### **(4) まち並みと景観形成に関する方針**

本市の歴史的風致、あるいはせせらぎと調和するまち並み景観の創出のために、三島市景観条例に基づく景観重点整備地区が指定されていない地区については、三島市景観形成基本計画に位置付けられた方針に基づき、段階的に指定を進めていく。指定にあたっては、地区住民との協議会などを開催し、地区景観に関する住民意識の向上を図りつつ、周辺の景観にあわせた、建築物や工作物の形態意匠等について、合意形成を進めながら整備方針等を定めていく。

屋外広告物については、三島市屋外広告物条例の周知徹底と屋外広告物に関する市民意識の向上を図りつつ、本市の歴史的風致の状況を踏まえた上で、特に重点的に規模や掲出場所、意匠などの誘導を図るべき地区を抽出し、地区住民との合意形成を進めながら三島市屋外広告物条例に基づく屋外広告物誘導整備地区の指定を進める。

#### **(5) 歴史的資源を生かした観光振興と情報発信に関する方針**

本市の歴史的資源及び祭礼や伝統芸能は、本市の風土、地勢及び歴史的背景が作り出したものである。これらを維持向上させるためには、市民の歴史的資源への認識と意識の向上を図ることが必要であり、これは観光客の増加によって更に向上するものであることから、市民及び観光客に向けて、多様な媒体を活用し、積極的に情報発信を行う。

また、本市を訪れる観光客に、本市の魅力を十分に感じてもらうための歴史的建造物や史跡を周遊するコースを情報発信する案内看板の統一化などの整備を進め、観光振興につなげる。

さらに、ボランティアガイド等に対する情報提供や活動助成などの支援を積極的に実施するとともに、これらの市民団体等と地域との連携を促し、活動のより一層の推進と新たな展開を促していく。

#### 4 計画の推進体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。このようなことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に係る都市計画課と郷土文化財室が担当し、各事業担当課と庁内の横断的な連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図る。

また、三島市歴史まちづくり協議会は、計画の円滑な実施に係る連絡調整や計画変更の協議を行うとともに、三島市文化財保護審議会、三島市都市計画審議会、三島市景観審議会、それぞれの所轄する事項について協議を行い、計画を推進する。

